

○山井委員 これから四十分間について質問をさせていただきます。

勝田局長のマスコミに対する暴言、恫喝。そして、東京労働局の局長の発言に対する集中審議なのに、その議事録がこの集中審議までに出てこない。テープはあるけれども出てこない。しっかり金曜日には勝田局長に来ていただいて、それで、先ほどもお話がありましたように、十二月一日、十二月二十六日、三月三十日の議事録、そして音声テープも出していただきたいです。もう信用できません、申しわけありませんけれども。

結局、この間、森友、きょうもお越しいただいておりますが、イラクの日報問題、隠蔽、改ざん。安倍政権、隠蔽、改ざんだけじゃないですか。隠蔽、改ざん、マスコミへの圧力、三点セット。本当に、国民をどれだけだましたら気が済むのかと。本当にこれは、柚木さんもおっしゃったように、今週金曜日の働き方改革法案の閣議決定、その前提は大きく崩れています。

ぜひとも、今お願いしたことを、委員長、ほかの議員からもお話がありました、理事会でお取り計らいください。よろしくをお願いします。

○高鳥委員長 後刻、理事会で協議いたします。

○山井委員 きょうは、過労死の御家族の方々も傍聴にお越しをいただいております。

そして、きょうの配付資料にもありますが、きょうの朝刊を見ますと、また残念ながら、きょうの朝刊でも過労死の記事が出ております。月八十時間残業、過労死、過大なノルマ、三十八歳男性、そして四カ月間では一カ月平均で八十時間の時間外労働、そして直前の一週間で約二十五時間。一週間で約二十五時間ということは一カ月で百時間。この百時間の月の上限というのも当然長過ぎます、過労死ラインですから。にもかかわらず、その百時間の上限を中小企業に関して指導をまた緩めるという協議を自民党がしている。本当にとんでもない話であります。

それで、順番にお聞きしたいんですけども、これは今までの、私たちの仲間の議員からも話がありましたが、昨日出てきたペーパーを見て、私、びっくりしました。理事会提出ペーパー、十一ページを見てください。

ここで、東京労働局長の発言の結論、結論として、したがって、いずれの会見においても、是正勧告を行ったことを認めた発言はなかったものと承知していると。

きょう、これは議事録が出てくるんですね。それでテープもあるんですね。理事会にこのペーパーを出した。これは、もし議事録、テープを見て、この、いずれの会見においても、是正勧告を行ったことを認めた発言はなかったものと承知している、これが事実でなかったら、加藤大臣、当然、責任をおとりになる覚悟でこのペーパーを出しているんですね。私たちは、これは虚偽だと思っていますよ。

私が国会で質問して、さまざまな問題が出て、理事会にまで、まさかこのペーパーを出したということは、これはもう働き方改革法案どころじゃありませんよ。当然、加藤大臣は首をかけてこのペーパーを出しているということでもよろしいですね。議事録とテープはあるんですから、後で検証しましょう。大臣、お答えください。

○加藤国務大臣 あくまでも会見をされたのは労働局長でございますから、この文面を見ながら、労働局長にその趣旨を確認しながら、そしてつくったのがこのペーパーだ、こういうことでございます。

○山井委員 あくまでも会見されたのは局長ということですから、当然、これは局長に出てきてもらわないと真偽はわからないわけですから、局長をこの委員会に、勝田局長を呼んでください、委員長。

○高鳥委員長 後刻、理事会で協議いたします。

○山井委員 自民党が反対して、きょうも本当は集中審議だから呼んでいるんですよ。勝田局長が来たら、きょうの多くの謎は、これは解消しているわけです。それを自民党が反対して、勝田局長を出さない。過去、柚木議員が調べたら、東京の労働局長、昭和二十五年、この厚生労働委員会に参考人として来て、答弁しているんですよ。前例、あるじゃないですか。

それで、ぜひ出していただきたいと思いますが、加藤大臣、今大事な答弁をされていないんです。これは本当に大事だから言います。理事会にまで虚偽のペーパーを出すということは、これは絶対許されませんよ。働き方法案の審議なんか、当然前提は崩れますよ。

念のため確認しますが、この是正勧告を行ったことを認めた発言はなかった、これがもし虚偽であると

いうことをテープや議事録を見てわかったら、加藤大臣は、当然、もう職を辞すぐらいの覚悟でこれを出しているということだと思います。

○加藤国務大臣　ですから、先ほど申し上げていますように、この発言自体は労働局長の発言でございますから、テープを見ながら、そして労働局長にもその真意を確認しながらつくらせていただいたのがこのペーパーだということでございます。

○山井委員　答えていないから、とめてください。二回もしたんですから、答えてください。首をかけているのかどうか。

○高鳥委員長　質問を続けてください。

○山井委員　いや、だめですよ、答えてください、答えてください。(発言する者あり) はい、それを答えてください。とめてください。(発言する者あり) はい、そこだけ答えてください。(発言する者あり) していませんよ。

○高鳥委員長　速記をとめてください。

〔速記中止〕

○高鳥委員長　速記を起こしてください。

山井和則君。

○山井委員　はっきり言って、国民も、国会議員も、この一年以上だまされ続けているんですよ。去年二月から森友、うその資料を出して、うその答弁して、イラクの日報もないと言ってうそを言って、一週間、二週間じゃないですよ、一年以上、国民はだまされ続けているんですよ。

ハイレベルな要求をしていますか。私たちが言っているのは、うそのペーパーを国会に出さないでくれと言っているだけです。当たり前じゃないですか、そんなもの。

加藤大臣、この是正勧告を行ったことを認めた発言はなかったということを、首をかけて責任を持つということですね。責任を持つということは、言っておきますけれども、きょうの配付資料にありますけれども、朝日新聞は十二月二十七日に、東京労働局は是正勧告をしたと発表した、読売新聞も、東京労働局は是正勧告をしたと発表した、日経新聞も、東京労働局は是正勧告をしたと発表した。日経、読売、朝日が誤報ということを行っているんですよ。ほかの新聞も大なり小なり書いてあります。

本当に、国民、国会、マスコミをばかにするのもいいかげんにした方がいいですよ。私も、この大体の議事録を読みましたよ。私たちが読んだら、どう考えても、これは是正勧告を認めているんですよ。だから読売も日経も朝日も書いているんじゃないですか。こんな、行政指導で誤報するはずないじゃないですか、そんなもの。それを大臣が否定するということが、首をかけて否定しているということですね。大臣、答弁してください。

○加藤国務大臣　先ほどから答弁させていただいているんですけども、三月三十日に山井議員から、まずこの場で電話で確認しろというお話があり、それはとてもできないということで、そして三十日は、多分、その日だったんですから当然データがあるでしょう、十二月二十六日はデータがあるかどうかはわかりません、たしかその場ではそういう話をさせていただいたような記憶があります。

その上で、二十六日のデータもありましたので、我々はそれを聞かせていただいて、そしてその上で労働局長に、この真意はどういうことなんだということの一つ一つ確認をし、その結果として、是正勧告を行ったと認めた発言はなかった、そういう局長のそうしたお話を踏まえて、こうしたことを、この紙をまとめて提出をさせていただいたということでございますので、一つ一つに対して私どもは真摯に対応させていただいているつもりでございます。

○山井委員　金曜日から五日間も時間がありましたし、月曜日に会った局長もこう言っているんですよ、配付資料の十二ページにありますように、部下が発言を起こしてきましたのでと言って、手元に議事録があるというんですよ、勝田局長は。だから、私たちは、文字として起こしたものがあったということですね、それを提出してくださいと言うに決まっているじゃないですか。

私たち、何でこの隠蔽問題にこだわっているかということ、この野村不動産の特別指導、これにおいて過労死を隠蔽しているんじゃないかと私たちは疑っているんです。

十二月二十五日に行った特別指導、ここにありますように、その経緯が真っ黒なんです。史上初めて特別指導をやったけれども、経緯が真っ黒。その次のページ、特別指導をやった理由その一、真っ黒。史上初の特別指導をやった理由のトップが真っ黒。これ、過労死じゃないんですか。過労死じゃないんですか。

ですから、先ほど、十二月二十六日、この過労死の認定が出たその日に、安倍総理にペーパーが渡っているんですよ、特別指導の、先ほどの話によると。ですから、そのペーパーを出してくださいということを理事会にも先ほどお願いしました。過労死のことを知りながら裁量労働制の拡大をもし進めようとしていたとしたら、これは本当に人道上問題と言われかねませんよ。

さらに、先ほどの柚木議員の質問にありましたけれども、十二月一日、勝田局長は、次回の記者会見、二十六日にプレゼントがあると言ったんですね。ボクシングデーのプレゼント、今調べたら、十二月二十六日、クリスマスも仕事をしなければならなかった方々のため、翌日にねぎらいのプレゼントをする。

でも、二十六日の特別指導というのは、過労死が起こったという、その事実なんです。過労死をプレゼントと呼ぶなんということは言語道断じゃないですか。局長に、来て説明してもらわないとだめですよ。

加藤大臣、お聞きしますが、この黒塗り、過労死が起こったんでしょう。そのことは野村不動産も認めていますよ、新聞にも載っていますよ。

では、野村不動産の、御遺族の代理人が、過労死は確かにありましたと言うなり、御遺族が、過労死でうちの家族が亡くなりました、そういうふうに御遺族か代理人が認めたら、この黒塗りが取れるということでもよろしいですか。個人情報だから黒塗りということを使い続けて、されましたから、代理人か御遺族がその事実を認めたら黒塗りは取れる、それでよろしいですか。

○加藤国務大臣 まず、過労死の話は隠蔽、隠蔽と言われるんですが、従前からずっと説明してまいりましたように、過労死については、申請があったとか労災が支給されるとか、そういう情報については我々は積極的に説明しない、回答しない、これはもう終始一貫している話でありますから、それをもって隠蔽云々というのは全く当たらないのではないかとこのように思います。

ただ、いずれにしても、私どもは、それから今のお話、同時に、この話は個人情報ということでもありますから、遺族の方あるいは代理人の方がこの内容について公表された場合には、その公表した範囲内において説明をさせていただいているというのは、これも全く、これまで一貫して変わってこない姿勢でありますし、今後ともそういうことで対応させていただきたいと思っております。

ただ、その上で、黒塗りの話をされましたが、黒塗りは、個人情報という以外に、更に二つの要件をそこに課しているわけでもありますから、個人情報の要件がとれたからといって、二つ、残り二点の要件は引き続き残ってくる、こういうことでございます。

○山井委員 でも、もし御遺族か代理人が発言をされたら、少なくとも過労死という個人情報の部分だけは黒塗りが外れるということでもよろしいですね。

○加藤国務大臣 済みません、仮の話と、それから個々の話は、これは避けなきゃいけないということは先ほど申し上げているとおりでございます。

ただ、今申し上げた黒塗り、マスキングについては、ほかの理由も含めて不開示とさせていただいているわけでもありますから、その理由がなくなる限りは引き続きマスキングをさせていただく、こういうことになるわけでもあります。

○山井委員 特別指導のきっかけは過労死だったんじゃないんですか。にもかかわらず、あたかも自主的に指導したように、実績として野村不動産のことを言ったけれども、実際は過労死が、亡くなったのが調査のきっかけだったんじゃないんですか。そうしたら、国民に対して非常に不誠実だということになりますし、私たちは、何でもかんでも出せと言っているんじゃないんです。史上初めて、特別指導という名前で、野村不動産の名前も出した、それだったら、そのきっかけとなった過労死を隠すのはおかしいでしょうと言っているわけでもあります。

それでは、きょう、防衛省から鈴木統括官にお越しをいただいております。

私は、なぜきょう厚生労働委員会に統括官にお越しをいただいたかといいますと、これは厚生労働省だけの問題じゃないんです。森友、PKO日報、イラクの日報、今回の件。例えば、年金の再委託の問題も、加藤大臣が聞

いたのが一月十日。しかし、事務方が知ったのは一月十日で、加藤大臣に説明に行ったのが三月二十日と、二カ月、上に上がらなかった。

鈴木統括官、これはいつ事務方として最初に発見して、いつ小野寺大臣に上がったのか、なぜそんな二カ月半もかかったのか、御説明ください。

○鈴木政府参考人 お答え申し上げます。

本件につきましては、昨年、いわゆる南スーダンの日報問題ということがございました。このときに文書管理ですとか情報公開ということが問題になったわけですが、これに対しましての再発防止策ということで、いわゆる日報などの定時報告につきましては、統合幕僚監部参事官、こちらの方で一元的に管理を行って、情報公開請求に適切に対応していくということになりました。

このため、昨年の夏から、活動中の自衛隊の部隊が作成するいわゆる日報みたいなもの、それを統幕参事官に集積する。それから、さらには、過去、自衛隊はさまざまところで国際活動を行ってきました。こうしたものにつきましても全国の部隊が保有している文書がございます。この文書を丹念に確認し、日報というものであればそれを統幕の方に集めていく、こういう作業をずっとしておりました。

この作業の一環といたしまして、今回、イラクの活動、平成十六年から平成十八年にイラク・サマワにおきまして陸上自衛隊の部隊が活動しておりました、このときのいわゆる日報というものにつきまして確認がされました。約一万四千ページに及ぶものでございますが、こうしたものが出てきました。

これは、まずは陸上自衛隊の中で、一月三十一日までの間に全国部隊、今回発見されましたのは、それが確認されましたのは陸上自衛隊研究本部と陸上幕僚監部の衛生部というところでもございましたけれども、そうしたところのものも含めて、全国の部隊のものを集計する形の作業をし、それを私どもの統幕の方に報告というか、ありましたのが二月二十七日ということでございまして、ここでイラクの活動の日報というもの、これにつきましては、過去、まさに昨年の二月に国会等におきまして、そういうものが存在、そのときは確認できなかったという御答弁等を国会で申し上げておりましたので、そうしたものが出てきているということがございましたので、そのものを確認する。

それから、改めまして、そういう事実がございましたので、陸上幕僚監部、いわゆる市谷のお膝元でも、衛生部等に出しておりますので、そうしたところを中心に、まださらに日報等がないかどうか、こうした再度確認を行った上で、三月三十一日に事務方から防衛大臣に御報告を申し上げたという次第でございます。

○山井委員 今の説明、誰が納得しますか。

一月十二日に国会でないとっていた日報が見つかって、そして大臣に報告に行ったのが三月三十一日、そして統幕に報告したのが二月二十七。これはちょうど、統幕に報告に上がったのは衆議院の予算が通るころじゃないですか。そして、予算が成立した三月三十一日に大臣に報告。つまり、予算委員会の最中、組織的にこれを隠蔽していたということじゃないですか。統括官、いかがですか。

○鈴木政府参考人 繰り返しになりますが、防衛大臣に報告するまでのプロセスでございますが、二つの箇所です。イラクの日報というものが確認をされましたので、改めまして、陸上幕僚監部を中心に、日報の探索漏れというものがないかどうか、こうしたことを再確認を行ったということ。それから、今回見つかりましたもの、一万四千ページに及ぶ文書でございますので、そうしたものについて、文書に欠損等がないかどうかというようなことも含めまして精査を重ねたということで、防衛大臣への報告に対して事務方として必要な作業を行って、説明に足り得る御報告を申し上げるために、この時点になったというふうな次第でございます。

○山井委員 三百七十六日分、一万四千ページ、それも国会でないとっていたものが見つかったら、すぐに一報を大臣に上げる、そして国民に謝罪する、それが常識じゃないですか。

私、なぜこだわるのかというと、イラクで隊員の方がどういう活動をされていたかというのは、本当に自衛隊員の命にかかわる情報なんです。文民統制、シビリアンコントロールにとっても重要です。私は、自衛隊員の方々、自衛隊のことを本当に尊敬しています。日本の宝だと思っています。だからこそ、そういう命にかかわる情報が隠蔽されていることは、私は非常に深刻だというふうに思うんです。

これは誰が聞いても納得できません。この調査結果というのは、いつまでに国会に報告されるんですか。

○鈴木政府参考人 今回のこのイラク日報の確認につきましては、申し上げましたとおり、去年の再発防止策ということを中心といたしまして、日報につきまして一元化を図るという作業のプロセスの中で出てきております。その中で、過去、国会等で御答弁を申し上げたことと異なる部分、国会等では確認できなかったと申し上げた部分がございますので、去る四月二日の日に防衛大臣から発表させていただきました。

こうした作業は、まだ更に進行しております。その都度、必要な文書等が、さらに、そのときも含めまして、大臣の方から、文書の再探索というか、継続的な調査ということは我々申しついておりますので、そうしたことを続けてまいります。その中で、必要な措置、公表する必要があるものが出てくれば、その都度適切に対応してまいります、このように考えてございます。

○山井委員 いや、これは誰一人として納得できないと思います。

私は、これは安倍総理にそんたくしてずっと隠蔽していたんじゃないかという疑いを持っています。予算が通るまでにこれを出したら大問題になる、森友でもめている国会にこんな資料がばれたら安倍総理に迷惑がかかる。国民への説明責任よりも安倍総理へのそんたくをしているんじゃないんですか。

私、なぜきょうこの問題を取り上げているかという、今回の野村不動産の過労死も一緒なんです。野村不動産の過労死が明らかになったら、安倍総理がやろうとしている裁量労働制の拡大に迷惑がかかるんじゃないか、だから、野村不動産の名前を特別指導で史上初めて発表しているにもかかわらず、過労死の事実だけはいまだに隠し続けている。イラクの日報も、この過労死の問題も、命がかかわるものを隠しているんじゃないかと、私たちは本当に怒っているんです。

鈴木統括官、これは安倍総理へのそんたく、安倍政権へのそんたくで、予算が通るまで隠しておいたということじゃないんですか。

○鈴木政府参考人 繰り返しになって恐縮でございますけれども、私どもといたしましては、防衛大臣への報告に際しまして、事務方として必要な作業、これを行った上で御報告するというので、このような次第になった次第でございます。

○山井委員 ということは、必要な作業をしていたら、たまたま、たまたま予算が成立した直後になったということですか。偶然ですか。

○鈴木政府参考人 私どもの仕事といたしましては、この問題について必要な作業を行うということを考えておりますので、その他のスケジュールについて、念頭に置いて作業したものではありません。

○山井委員 私は、国を守ることはとても大切だと思いますし、防衛省という役所もすごく大切だと思います。だからこそ、防衛省の信頼が揺らぐような、こういうことはあってはならないと思いますし、私は、防衛省自身の判断というより、今言ったように、安倍総理なり安倍政権へのそんたくで動かされたんじゃないかというふうに思わざるを得ません。

鈴木統括官、ここでお戻りください。ありがとうございます。

今、これは厚労委員会だけじゃないんですよ。財務省、厚労省、防衛省。国会議員も国民も、何を信じていいのか、私たちは本当に不安になっているんです。

史上初めての特別指導で、六百人も裁量労働制の違反が見つかった。それを、加藤大臣も安倍総理も実績として予算委員会で答弁をされた。しかし、それがもしかしてきっかけが、過労死がきっかけだったということであれば、話は逆じゃないですか。人が死なないと取締りはできないということにこれはなりかねないわけです。

そんな中で、今回の勝田局長はどういう状況でこの発言が出たかといいますと、結局、是正勧告については認めたということでもいいか、それに対して東京労働局長が、是正勧告をしたという話は申し上げていますと認めているんですね、三月三十日の朝の記者会見で。それで、それを受けて、では、是正勧告をしたということ認めているのであれば、黒塗りであるのは、是正勧告、おかしいですよと言ったら、何なら皆さんのところに行って是正勧告したらいいよと。つまり、痛いところをつかれたからなんですよ。

これは、企業名を公表する、あるいは過労死の事案を、特別指導だから、ふだん公開しろとは言いませんよ、特別指導だから異例ながら企業名を公表する、過労死の事実を公表する、これは労働局長の判断でできるんですか、加藤大臣。

○加藤国務大臣 まず、労働基準監督機関の個別の事業場に対する監督指導については、監督指導の円滑な実施に支障を来すおそれがあるため、先ほど、是正勧告を行ったかどうかという公表については実施していないということでありませけれども、今委員の御指摘、是正勧告そのものということであれば、これは一般的に、それぞれ監督官等々が個々の判断で実施している、これが実態でございます。

○山井委員 企業名の公表と過労死の公表についてお聞きをしております。今回のような、特別指導を行って、異例ながら企業名を公表する、また、過労死の事案を公表するということは、労働局長の権限で、過労死を発表する発表しない、企業名を発表する発表しないというのはできるのか、あるいは、それは労働局長の判断じゃなくて加藤大臣の判断になるのか、お答えください。

○加藤国務大臣 ちょっと二つに分けなきゃいけないんだろと思いますが、まず、過労死については、先ほどから申し上げているように、基本的には私どもの方から説明をしたり回答はしない、これが基本原則でございます。ただし、遺族ないし遺族の代理人の方が公表した場合には、その範囲内で対応させていただいている。このルールの中で、それはそれぞれ、場合によっては労働局においても対応されることもあるんだろと思いますが、また、本省においても同じような対応をさせていただいているということでもあります。

それから、特別指導については、今回、労働基準監督署における監督の結果、事態の態様が法の趣旨を大きく逸脱しており、これを放置することが全国的な遵法状況に重大な影響を及ぼすと認められたものについて、労働局長が企業の幹部に対して特別に行い、行政の対応を明らかにすることによって、同種事案の防止を図る観点から、その事案を明らかにするものであります。ただ、個別の事案の状況によって、もちろん本省と相談していくというのは、これは当然のことでありませけれども、その上で、労働局長がその必要性を適切に判断して決定していく、こういうものでございます。

○山井委員 野村不動産は、通常のルールの公表基準には合致していないんですね。ところが、特別指導という史上初めての新しい枠組みをつくって企業名を公表した。ということは、史上初めての、ルールと違うことをやるということは、過労死の事実を発表するという判断もあり得るのではないかと思います。それは恣意的にできるわけですから。

これは加藤大臣、国民は、この史上初めての特別指導のきっかけが過労死であったのか否か、そのことを知る権利があると思われませんか。それによって、今回の特別指導の意味は全然変わってくるんです。西村議員や高橋議員の質問に対して、野村不動産は監督指導を行っている、あるいはしっかり監督指導をやっているという、裁量労働制をきっちり取り締まっているという実績として加藤大臣も答弁されましたけれども、もし過労死がきっかけだったとしたら、そうしたら、適切に指導監督しているんじゃないくて、人が死なないと指導できませんというトンでもない話で、この過労死が残念ながら起こったのは一昨年九月ですよ、そして違法と認定されたのは昨年の十二月二十五日。つまり、一年三カ月も過労死が起こってから違法状態が放置されていたんですよ。

そんな状況で、スーパー裁量労働制と言われる、ますますこれから過労死がふえる、裁量労働制以上に労働規制緩和が緩いスーパー裁量労働制と言われる、過労死促進法とも言われている高度プロフェッショナルを含めた働き方法案をこれから通そうとするというのは、トンでもないことだというふうに思います。

加藤大臣、今のような、野村不動産が過労死がきっかけだったかどうかもわからない、そんなことを国民に説明もできない、そういう状況で、あさって、働き方改革法案の閣議決定、やめてください。国民に対して必要な情報が知らされていません。ぜひとも、あさっての閣議決定は思いとどまっていたいただきたいといます。

○加藤国務大臣 過労死に関しては、個別については申し上げられないということを経一度となく答弁させていただいておりますけれども、年度年度の数字についてはこれまで公表させていただいておりますし、例えば、委員御指摘のような裁量労働制、企画型、専門型、それぞれどういう実態かもつまびらかにお示しをさせていただいているわけでありまして、そういった意味での、幅広く過労死というものとしっかり対峙していく、これは我々の使命であり、しっかりそれに取り組んでいかなきゃいけない。しかし、そういう中において、残念ながらこうした過労死が起きているということ、これは我々、謙虚に、真摯に受けとめてやっていかなきゃいけないというふうに思っております。

その上で、特別指導云々というお話がございましたけれども、これは先ほど申し上げた、そうした趣旨でやら

せていただいているわけでありませけれども、ただ、一般的に、監督指導、これは従前から申し上げておりますけれども、何らかのきっかけ、例えば過労死事案等々、あるいはいろいろな情報があり、そういったものをきっかけにやらせていただいておりますし、実際に、特に是正勧告というのは、そこに法の実態の違反があることが前提になるわけですから、当然、我々がそうして出したものは、何らかの違反が一定の中においてあった、そして、それを是正させるためにやっている、これが監督指導の実態ということでもありますから、それは、もともときっかけが云々ということではなくて、やはりそこを通じて、逆に言えば、そうした事態をいかに解消していくか、そうした事態を起こさせないようにするか、それが私たちの使命だというふうに思っておりますし、そういった意味において、一つ一つの事案については、監督官の方が、限られた戦力というか、体制ではありますけれども、私は、それぞれ努力をして頑張らせていただいている、こういうふうに認識をしているところでございます。

○山井委員 今、過労死などのきっかけで指導する、監督するという話がありましたけれども、まさに今回がそうなんじゃないんですか。やはり、特別指導として六百人も違法で裁量労働制があった、そうなったら、その指導の端緒が何だったのか。おまけに言いますよ、野村不動産も過労死事案があったということをもう認めているんです。新聞でも報道されているんです。公知の事実なんです。

さらに、前回の質問でも言ったように、公益裁量提示という情報公開法の規定があって、公益が上回るのであれば個人情報を公開することが可能なんです。何も、何歳の誰がどういう理由で亡くなったかということまでは言っていないよ。過労死事案があったということだけを公開すべきではないか。

でも、今、加藤大臣も、御遺族が公表されたとおっしゃいますが、きょうも御家族の方、傍聴に来られていますけれども、そんなもの、普通、苦しみに打ちひしがれて立ち直れない御遺族が、何でそんな公表を普通できますか。(発言する者あり)している例もあるじゃないかと、そんな偉そうなことを言うものじゃないですよ。やむにやまれず、みんな苦しんでいるんですから。

だから、そういう、御遺族が発表しないと、こんな大きなことでも発表できないというのはおかしいんですよ。今後も、私はルールのことには言っていない、特別指導は例外で、企業名も公表したから、この例ぐらいは公表できるんじゃないかということを私は言っています。

この黒塗りを、特別指導においては、やはりこの件で過労死が原因だったかどうかというのは非常に重要であると思っておりますし、もし過労死がきっかけであって、安倍総理や加藤大臣も知っていながら野村不動産の取締りが実績であるかのような答弁をしていたということになれば、これは私は国民に対して余りにも不誠実ではないかというふうに思います。

今後、高度プロフェッショナルも導入されますけれども、ということは、今後、高度プロフェッショナルで過労死が出ても、今言った理由で、御遺族が公表されるなんてことはほとんどあり得ませんよ。ということは、過労死は闇から闇へ葬られ、過労死対策というものも全然進まないということになりかねないと私は思います。

加藤大臣、首を横に振っておられますが、では、今回の野村不動産、違法な裁量労働制であったら、裁量労働制の毎年発表される情報公開で公開されるんですか、裁量労働制として。

○加藤国務大臣 ですから、個別の事案については発表いたしませんけれども、毎年毎年の中で数字を出させていただいておりますし、それについて我々は、そうした事案があるということ为先ほど申し上げましたけれども、真摯に対応すべきだというふうに思います。

それから、先ほど、これがあれだから、そういう差配ではなくて、やはり本来、過労死に関しては私どもは公表しない、これは一貫してやらせていただいているということでもございまして、別に、何かあるから言う、何かあるから言わない、こういうものでは全くないということをお願いしたいと思います。

○山井委員 繰り返し言いますが、史上初めて特別指導で企業名を公表しているから、そこまでするんだったら、この例は公開すべきじゃないかと言っているんです。

それで、今回、特別指導で史上初めて企業名を公表した判断は、勝田局長ですか、加藤大臣ですか、お答えください。

○加藤国務大臣 まず一つ申し上げておくのは、特別指導だけではなくて、一般的に、例えば送検事案ですら、私どもの方から、過労死、仮にそれに絡みがあったとしても、これは申し上げていない、これが実態ということをも

ず申し上げておきたいというふうに思います。

それから、いずれにしても、特別指導は、先ほどから申し上げておりますように、東京労働局長が決定をされた、判断された、こういうことでございます。(山井委員「公表は」と呼ぶ)

私ども、特別指導という、ここで概念化しているのは、法人の代表者を呼び、そしてそれについて公表した、これ一連をもって特別指導というふうに観念をしておりますので、そういった意味で、分別して申し上げれば、そうした指導を行ったということ、そして公表したということ、これを両方あわせて東京労働局長が判断した、こういうことでございます。

○山井委員 その労働局長が、何なら是正勧告してあげてもいいよという非常に恣意的な発言もされているわけですね。

加藤大臣、では、企業名を公表する、特別指導をするということを最初に報告を聞かれたのはいつですか。

○加藤国務大臣 これはマスキングして、いろいろ御指摘をいただいておりますけれども、最初の資料の十一月十七日に、そうした方針について話を聞いているところでございます。

○山井委員 食い違えますね。私たち、おとつい聞きましたが、勝田局長は十一月十七日には特別指導の方針なんか決めていないと言っていましたよ。ところが、この大臣報告ペーパーには、特別指導を行い、企業名を公表するというふうになっているじゃないですか。勝田局長の言っていることと大臣の言っていることと、真っ向から食い違っています。

ぜひ、勝田局長を金曜日に呼んで、この場で改めて集中審議をしていただきたいと思います、委員長。

○高鳥委員長 後ほど、理事会で協議いたします。

○山井委員 きのうも総務会で了承が先送りに、働き方改革法案、なったということですがけれども、中小企業に配慮すると。しかし、私たちが言いたいのは、中小企業に配慮するのであれば、中小企業に働く人に配慮していただきたいんです。そこで指導を緩めるということは、逆に過労死をふやす修正を自民党は今しているということになりかねないわけですから、私たちは、そのことは非常に危惧を感じます。

今回の、まずは勝田局長に来ていただいて、そして是正勧告の問題、また過労死がきっかけであったのではないか、そういうことも含めて、さまざま、隠蔽に次ぐ隠蔽、改ざん、そして、きょう加藤大臣は、きょうのペーパーの、是正勧告を認めていないということが虚偽であったら首をかけるという覚悟でしょうから、きょうの夕方にはこの議事録が出てくるんですから、ぜひテープも出してくださいよ、テープも。それで私たちが判断しましょう。そこで、これが是正勧告を認める内容であれば、潔く加藤大臣は、国民と国会にうそをついたということで、当然責任をとっていただきたいと思います。

とにかく、そういう、国民に対して、裁量労働制も含め、年金再委託も含め、隠蔽、改ざんで信頼を失っている現状においては、働き方改革の閣議決定なんて絶対にやめていただきたいということを申し上げ、私の質問を終わります。

ありがとうございます。